

環境影響評価書

— 西多摩衛生組合清掃工場建設事業 —

平成6年5月

西多摩衛生組合

1 総 括

1.1 事業者の名称及び所在地

名 称：西多摩衛生組合 代表者 西多摩衛生組合管理者 井上篤太郎

所在地：東京都羽村市羽 4,225番地

1.2 対象事業の名称

西多摩衛生組合清掃工場建設事業

(事業の種類：廃棄物処理施設の設置)

1.3 対象事業の内容の概略

事業内容の概略は表1.3-1 に示すとおりである。

表1.3-1 事業内容の概略

ごみ処理 施設の建替	所 在 地	東京都羽村市羽 4,225番地ほか
	面 積	約 37,000㎡
	工事着工年月	平成 6年 8月 (予定)
	工場稼働年月	平成10年 3月 (予定)
	処 理 能 力	可燃ごみ 480トン/日 (焼却炉 160トン/日・炉× 3基)
	工 場 棟	鉄骨鉄筋コンクリート造、高さ約25m
	煙 突	外筒鉄筋コンクリート造、高さ42m
	駐 車 場	見学者用車両等

1.4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施により、環境に及ぼす影響については、事業の計画内容及び工場敷地とその周辺地域の概況を考慮のうえ、予測・評価項目を選定し、現況調査を実施して予測と評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は表1.4-1 に示すとおりである。

表 1.4-1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評 価 の 結 論
1 大 気 汚 染	<p>工場稼働時におけるごみ焼却施設排出ガスの影響割合は年平均値で0.4～5.5%未満、清掃車等排出ガスの影響割合は同じく0.1～0.2%未満である。また、工事中における建設機械排出ガスの影響割合は年平均値で1.8～7.3%未満、工事車両排出ガスの影響割合は同じく0.1～1.1%未満である。</p>
2 悪 臭	<p>本事業の清掃工場の稼働時及び休止時において、敷地境界における悪臭物質濃度及び臭気濃度は、「悪臭防止法」及び「東京都公害防止条例」に基づく規制基準を下回る。</p> <p>また、工事中の廃棄物埋立層の掘削工事に伴う臭気については、敷地境界までに臭気濃度1以下、すなわち人が感知できない程度となる。</p>
3 騒 音	<p>清掃工場の工場棟内設備機器の敷地境界における騒音レベルは概ね15～40ホンと予測され、「騒音規制法」及び「東京都公害防止条例」に基づく規制基準以下であり、ほぼ、環境騒音レベル程度である。</p> <p>清掃車及び工事中の工事車両の走行に伴う道路交通騒音は予測道路端で概ね59～64ホンと予測され、一般車両だけによる道路交通騒音レベル程度である。</p> <p>建設機械の稼働による敷地境界における騒音レベルは概ね65～78ホンと予測され、「騒音規制法」及び「東京都公害防止条例」に基づく勧告基準以下となる。</p>
4 振 動	<p>清掃工場の工場棟内設備機器の敷地境界における振動レベルは概ね30～49デシベルと予測され、「振動規制法」及び「東京都公害防止条例」に基づく規制基準以下であり、ほぼ、環境振動レベル程度である。</p> <p>清掃車及び工事中の工事車両の走行に伴う道路交通振動は、予測道路端で概ね51～52デシベルと予測され、一般車両だけによる道路交通振動レベル程度である。</p> <p>建設機械の稼働による振動レベルは概ね43～61デシベルと予測され、「振動規制法」及び「東京都公害防止条例」に基づく勧告基準以下となる。</p>

予測・評価項目	評価の結論
5 水質汚濁、 土壌汚染	<p>水質汚濁については、建設工事に伴い発生する排水は現有水処理施設で、稼働時に発生する排水は排水処理施設でそれぞれ処理した後、いずれも公共下水道へ放流する。また、雨水は沈砂処理後排水基準を遵守し、都市下水路へ放流することにより、周辺の地下水質に影響を及ぼすことはない。</p> <p>土壌汚染については、管理計画に基づき、建設工事に先立って工場敷地内の掘削土の土壌分析を実施し、調査結果に応じた適正な処理・処分をすることにより、掘削土が工場敷地の周辺環境に影響を及ぼすことはない。また、場外搬出する掘削土はシート掛けを励行するとともに、排出事業者、収集運搬業者、処理・処分業者の責任を明確にし、適正な運搬や処分を行うため周辺環境に影響を及ぼすことはない。</p>
6 地盤沈下、 地形・地質	<p>計画掘削深度は、地下水位より浅いので周辺の地下水位の低下は殆どなく、また、山留め工法や支保工などにより、山留め壁の変化は軽微であり、地盤沈下は発生しない。</p> <p>地下水の流向については、地下構造物の規模が小さく地下水位より浅いこと、また、工場敷地内の流向、流速の調査結果では、地下水の流速は1m/日以下と緩やかであることから、流向の変化は殆どなく、工場周辺の既設井戸への影響はない。</p>
7 日照障害	<p>本事業によって発生する日影の影響は、日影規制時間の10mラインを超える所で2時間以下であり、「建築基準法」及び「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」による基準を満たしている。</p>
8 電波障害	<p>計画建築物によりテレビ電波のしゃへい障害及び反射障害が発生すると予測されるが、工事の進捗に合わせアンテナの改善や共同受信施設の設置等の電波障害改善対策を行うことにより、影響は解消できる。</p>
9 景観	<p>工場棟は、近景域において閉鎖感はあるが、デザインや色彩の効果により、建物のボリューム感を緩和する。</p> <p>煙突は、視野に占める割合は小さく、また、既存の煙突とほぼ同じ高さであり、全体をクリーム色でやさしい感じとしている。</p> <p>従って、計画工場の建築物による影響は最小限にとどまる。</p> <p>さらに、工場棟周辺に緑地を設けることで、より良好な景観が創造できる。</p>

1.5 評価書案の修正の概略

評価書案を修正した箇所及び修正の概略は、表 1.5-1に示すとおりである。

表 1.5-1 修正の概略

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
2 対策事業の 目的及び内容	2.2 事業の内容 2.2.3 工事計画 建設工事 工事中の配慮	知事意見により、廃棄物埋立層の掘削工事に用いる工法を具体的に記述した。 知事意見により、掘削土量の削減を図ったこと、並びに掘削残土を搬出する場合の管理計画についての具体的内容を記述した。
4 予測、評価 項目の選定 4.1 選定した 項目		知事意見により、工事中の悪臭を予測、評価項目として追加した。
5.1 大気汚染	5.1.2 予 測 建設機械排出ガス	煙突に展望台を設置することを配慮し、気流変化のシミュレーション結果について記述した。 短期平均値の予測結果において、大気安定度別複数パターンの計算結果を追加した。 山留め・杭工事において工法を再検討し、建設機械の機種を一部変更した。
5.2 悪 臭	5.2.1 現況調査 5.2.2 予 測 5.2.3 評 価	掘削工事に伴う悪臭の程度を把握するため、現況調査を行った。 知事意見により掘削工事に伴う悪臭の予測を追加し、評価した。
5.3 騒 音	5.3.2 予 測 建設作業騒音	山留め・杭工事において、工法を再検討し、建設機械の一部を変更したため予測、評価し直した。
5.4 振 動	5.4.2 予 測 建設作業振動	山留め・杭工事において、工法を再検討し、建設機械の一部を変更したため予測、評価し直した。

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
5.5 水質汚濁、 土壌汚染	5.5.1 現地調査	地下水質、工場敷地内の地表水の水質及び掘削予定地内の土壌質をより詳しく調べるために追加調査を行った。
	5.5.2 予 測	知事意見により掘削土利用方法及び処分方法について具体的に記述した。
	5.5.3 評 価	知事意見により、掘削土の処理・処分方法を具体的に記述して評価した。
5.6 地盤沈下、 地形・地質	5.6.1 現地調査	地下水位の経時的変化を調べるため追加調査を行った。掘削深さの変更により図を修正した。
5.8 電波障害	5.8.3 評 価	工事中の対策を加味した。
7 環境保全の ための措置	7.4 水質汚濁、土壌汚染	知事意見により、掘削土の利用及び処分方法について、指示・管理の内容、掘削工事中・掘削工事完了後の地下水質観測方法、水質に変化が生じた場合の措置を、また掘削工事に伴い、湧水が発生した場合は、処理を行い、公共下水道へ放流することを加えた。
	7.5 地盤沈下、地形・ 地質	知事意見により地下水位は、掘削工事着手前から既設の観測井で自記水位計により連続計測を行うことを記述した。
資料編 1 対象事業の 内容	1.2 車両計画	掘削土量の削減により工事用車両台数の見直しをした。
3.1 大気汚染		煙突に展望台を設置することを配慮し、気流変化のシミュレーション結果について記述した。
3.2 悪 臭		知事意見により悪臭を追加し、悪臭以降の章番号を変更した。